

## 第2章 グリーンエネルギー導入の基本的方向性

本章においては、エネルギーを巡る国の動向や、環境問題に対する地域における取り組み等の状況を踏まえ、兵庫県におけるグリーンエネルギー導入にあたって重要となる視点及び課題等を整理し、基本的な方向性を示す。

### 1. 省エネルギー推進の基本的方向性

#### (1) 我が国における省エネルギー推進の基本的方向性

##### 我が国における現行の省エネルギー対策

第一次石油危機を契機として、産業部門を中心に相当の省エネルギー対策を実施した結果、近年は世界でも最高水準の省エネルギーを達成してきた。しかし、1997年に開催された「地球温暖化防止京都会議(COP3)」における、先進国の温室効果ガスの削減目標(日本：-6%)の合意を受け、2010年に向けた緊急に推進すべき地球温暖化対策として「地球温暖化対策推進大綱」が決定され、更なる省エネ努力が必要となったことから、1998年6月に「長期エネルギー需給見通し」が策定され、産業・民生・運輸のすべての部門にわたる総合的な省エネルギー対策が盛り込まれるとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が改正され、大規模エネルギー需要事業場を第一種エネルギー管理指定工場とし、年率1%のエネルギー原単位の改善を義務づけた他、テレビ等の家電製品や自動車等機器の省エネ基準を最も優れた製品の性能以上とする、トップランナー方式を採用する等の強化が図られた。

また、2001年7月には、「長期エネルギー需給見通し」が見直され、新たな省エネルギー目標量や目標達成のための対策が折り込まれた「今後のエネルギー政策について」がとりまとめられた。更に、2002年6月に、民生業務部門等における対策の強化を図るため、大規模オフィスビル等について、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みや、建築物の建築段階において適切に措置を講じることを促進する仕組み等(一定規模以上の建築物の省エネルギー措置の報告等)の導入を盛り込んだ「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正<sup>注</sup>が行われたところである。

##### 注：トップランナー方式

家電製品等の各々の製品において、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている製品の性能以上にするという考え方を示す。

なお、近年の主要な家電製品の効率向上については、冷蔵庫：消費原単位 50%減(1995～1997)、テレビ：年間消費量 13%減(1990～1997)、エアコン：年間消費量 39%減(1995～1999)等となっている。

##### 注：改正後の省エネ法の内容

エネルギー管理指定工場		第1種(全ての業種)	第2種(全ての業種)
使用量	電気(万 kWh/年)	1,200	600
	熱(原油換算 kl/年)	3,000	1,500
事業所数(全国)		約 5,200	約 5,600
合理化努力義務		省エネ目標年 1%以上	
義務		管理者選任/報告 オフィスビル等には例外規定有	管理員選任/報告
		中長期計画作成・提出 エネルギー消費の定期報告	エネルギー消費の定期報告
合理化の取り組みが不十分な場合の措置		公表・命令・罰則	勧告

### 1) 産業部門

産業部門は、エネルギー消費において最も大きな比率を占める部門である一方、生産コスト低減の観点から、エネルギー効率向上の関心も高い分野である。これまで工場における省エネルギーの取り組みは、大まかに分けると エネルギーの適正管理、設備改善、生産プロセスの改善等によって行われてきており、我が国の産業界におけるエネルギー利用効率は世界でも最高水準となっている。また、産業界では、地球環境問題に対する更なる対策の必要性も踏まえ、1997年6月に「経団連環境自主行動計画」を公表し、自主的な取り組みを進めている。

これらに対応し、国では、省エネ法に基づく工場における省エネルギー基準(工場の判断基準)の制定等を行う一方で、省エネルギー対策、リサイクル対策等を自主的に取り組む事業者を支援するために制定された「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネ・リサイクル支援法)」による省エネルギー設備投資に対する低利融資、税の優遇等を行ってきた。また、さらに1998年6月に省エネ法の改正を行い、工場に係る措置の一層の強化を図っている。

### 2) 民生部門(家庭系)

民生部門(家庭系)のエネルギー消費は個人のライフスタイルに大きく影響され、またエネルギー消費主体が広く分散している等の特色がある。このため従来、個々の主体を規制することは必ずしも適切ではなく、また十分な対応を行うことも困難であるとの考えに基づいて、主として使用機器や住宅に着目した対策が講じられてきた。具体的には、住宅の冷暖房消費の低減を目的とした省エネ法に基づく住宅断熱性に関する省エネルギー基準の制定、断熱化住宅の建築に対する割増融資の実施、エネルギー消費機器の効率化のための省エネ法による特定機器の指定、そのほか効率的な機器の選択や利用の仕方等、家庭における省エネの取り組みに関する広報等が行われている。

### 3) 民生部門(業務系)

民生部門(業務系)においては、エネルギー消費は企業の経営スタイルに大きく影響され、また民生部門(家庭系)と同様にエネルギー消費主体が広く分散している等の特色を有している。このため規制も個々の主体を規制するよりも、主として使用する機器や建築物に着目した対策が講じられてきた。具体的には、建築物の省エネルギー性能について省エネ法に基づく省エネルギー基準の制定、省エネルギー性能の高い建築物に対する省エネ・リサイクル支援法等による低利融資の実施、エネルギー消費機器の効率化のための省エネ法による特定機器の指定、オフィス機器の省エネ基準である国際エネルギースタンププログラムの実施等が行われている。

### 4) 運輸部門

運輸部門においては、競争原理に基づく生産コスト低減の要請が省エネルギー活動を推進する産業部門と異なり、コストに基づく競争原理が必ずしも十分に機能しなかった分野でもある。また、運輸部門のエネルギー消費も、民生部門と同様に、エネルギー消費主体が広く分散している等の特色を有している。

このため、この部門については、従来、個々の主体を規制することは、必ずしも適切ではなく、また十分な対応を行うことも困難であるとの考えに基づき、使用する機器に着目した対策を講じてきた。具体的には、自動車の燃費改善を目的として省エネ法に基づきガソリン自動車、ディーゼル自動車を特定機器に指定するほか、燃費の良い自動車や大量輸送機関の利用促進に関する広報等を行っている。

### 我が国における今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方

これまでの継続的な省エネルギー対策の実施にもかかわらず、民生部門・運輸部門のエネルギー消費は依然として伸びており、また、原子力発電の建設計画が遅延する等、エネルギー情勢が変化してきたことから、2000年4月から新たな「長期エネルギー需給見通し」とそれを実行するための対策のあり方について検討が行われた。

その結果、2001年7月に「今後のエネルギー政策について」がとりまとめられた。そこでは、我が国における今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方が以下のように示されている。

#### 1) 現行省エネルギー対策の着実な実施の重要性

現行の「長期エネルギー需給見通し」における省エネルギー対策については、1998年当時において、「技術的、経済的に実現可能なぎりぎりの範囲のものとして積み上げた対策」との位置づけがなされている。その総省エネルギー量は、例えば自家用車の年間総エネルギー消費、あるいは家庭における年間総エネルギー消費をゼロにする量に匹敵するものであり、最大限の努力無くして達成し得ない。従って、まずは現行対策の効果が着実に発揮されるよう、引き続き対策の実施及び効果のフォローアップを行うことが必要である。更には必要に応じ、より実効性を高めるための追加対策の実施を図ることが必要である。

そのため、今後の省エネルギー対策の検討に当たっては、必要に応じ現行対策の実効性をより高めるための追加対策を検討する。

#### 2) 新たな対策に当たって重視した視点

現行省エネルギー対策の着実な実施に加え、国の総合資源エネルギー調査会総合部会及び需給部会における「基準ケース」で示された、約2,000万トン（炭素換算）の二酸化炭素排出量削減を念頭に置いた「目標ケース」の策定に当たり、需要面からの更なる対策を以下の視点を重視しつつ検討する。

##### a) 継続性を持った省エネルギー対策の視点

今後の省エネルギー対策は、石油危機時のような緊急避難的なものではなく、国民生活にとっても企業活動にとっても長期将来にわたり継続可能なものであることが必要である。従って、できる限り効用を変えずにエネルギー効率の改善を図る（エネルギーの無駄を無くす）といった従来からの省エネルギーの基本的な考え方を踏襲し、必要となる対策の効果との関係において、できる限り国民等に対する負担、副作用が少なく市場の歪みのないものとするを、対策を検討する際の前提とする。また、対象間の公平性の観点から、特定の対象に著しい歪みが寄らないようにする。

##### b) 国民の省エネ行動を支援する視点

従来実施されてきた省エネルギー対策は、産業以外の民生及び運輸部門についてもトップランナー規制を始め、実効性等の観点から主として企業の取り組みに着目した対策に重点が置かれてきた。また、現行対策は、「技術的・経済的に実現可能なぎりぎりの範囲のもの」として積み上げられたものであり、従来型省エネルギー対策は、次第に限界に近づきつつある。一方、昨今のエネルギー需要動向を見ると、国民一人一人が原因者である民生部門（家庭系）の需要の伸びが産業部門に比べより高くなっており、更なる対策においては、国民一人一人から省エネルギーのための協力を引き出していくことが不可欠である。従って、従来

からの視点に加え、国民の省エネ行動をより確実性・実効性をもって引き出していくための環境作りを行っていくことを対策の新たな視点として取り入れる。

### c) 課題への的確な対応と他政策との連携に係る視点

具体的な対策の検討に当たっては、総合資源エネルギー調査会総合部会及び需給部会において示された検討の方向を踏まえ、引き続きエネルギーの増加傾向にある民生部門（業務及び家庭系）及び運輸部門（乗用車等）を中心に、省エネルギー部会の審議において行われた分析結果等に基づき、抽出された課題に対する的確に対応するとともに、住宅政策や交通政策等他の政策との連携を図る。

### 我が国における今後の省エネルギー対策

「今後の省エネルギー対策のあり方について」において提案された新たな対策は以下のとおりである。

#### 産業部門（省エネルギー量：約90万kl）

- ・高性能工業炉の導入（中小企業分）
- ・高性能レーザー／ボイラー（技術開発）等

#### 民生部門（省エネルギー量：約510万kl）

- ・石油・ガス機器等のトップランナー機器の拡大
- ・給湯分野における高効率機器の加速的普及
- ・家庭／業務用エネルギーマネジメントシステムの普及
- ・高効率照明（技術開発）等

#### 運輸部門（省エネルギー量：約100万kl）

- ・トップランナー基準適合車の加速的導入
- ・ハイブリッド自動車等車種の多様化等の推進 等

## （2）兵庫県における省エネルギー推進の基本的方向性

兵庫県では、1996年3月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、主電源オフやアイドリングストップ等の取り組みを推進してきたが、温暖化対策の取り組みをより一層推進するため、2000年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、2010年度に1990年度レベルから温室効果ガスを6%削減することを目標として、温室効果ガス削減対策及び行動を実践することにより、エネルギー消費の削減に努めてきた。また、同計画の行動指針に基づく県民の取り組みの普及を図るため、2000年8月に「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」を135名委嘱（2002年4月改選）するとともに、2002年3月に「兵庫県地球温暖化防止活動推進協力員」を345名委嘱し、一層の省エネルギー対策を推進している。

しかし、国において「長期エネルギー需給見通し」が見直され、新たな省エネルギー対策が検討されたことから、兵庫県においても、国の動向を踏まえた上で省エネルギーを推進していく必要があると考えられる。

そこで、今後の兵庫県における省エネルギー推進の方向性としては、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の温室効果ガス削減対策を基本とし、前項に示す国の新たな対策のうち兵庫県で実施することが可能なものはすべて実施するとともに、最近の技術開発等により講じることが可能と想定される対策等があれば適宜追加することにより、積極的に省エネルギーの推進を図ることとする。

## 2. 新エネルギー導入の基本的方向性

### (1) 我が国における新エネルギー導入の意義と課題

2001年7月に総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会によってとりまとめられた「今後の新エネルギー対策のあり方について」において、我が国における新エネルギー導入の意義と課題が以下のように示されている。

#### 新エネルギー導入の意義

新エネルギーは、二酸化炭素の排出が少ないこと等環境へ与える負荷が小さく、資源制約が少ない国産エネルギー、又は石油依存度低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するとともに、さらに新エネルギーの導入は新規産業・雇用の創出等にも貢献する等様々な意義を有している。

#### 1) エネルギー安定供給の確保に資する石油代替エネルギー

我が国のエネルギー供給構造の脆弱性を克服し、安定的なエネルギー供給を実現するためには、引き続き石油依存度の低減を図ることがエネルギー政策上の基本的な考え方である。この中で、純国産の石油代替エネルギーである新エネルギーは、資源制約が少ないことから持続可能性が極めて高く、潜在的に一定の供給力を担う可能性を有するため、その導入を促進することは我が国のエネルギー安定供給の確保に資する。

#### 2) 環境に与える負荷が小さいクリーンエネルギー

新エネルギー、中でも、供給サイドの新エネルギーは、エネルギー発生過程において追加的な二酸化炭素の排出がなく、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>の排出が少ないこと等から、化石エネルギーと比較して環境への負荷が相対的に低いクリーンなエネルギーである。また、需要サイドの新エネルギーについても、そのエネルギー効率が低い場合には、使用する化石エネルギーの低減が可能となるため、二酸化炭素等の排出を削減し、環境への負荷を低減し得る。

#### 3) 新規産業・雇用創出への寄与

太陽光発電や燃料電池等の新エネルギーは、電気機器、素材、住宅、自動車、エネルギー燃料等の幅広い産業が関係する技術であり、新技術や商品の開発過程において新規市場や雇用の創出に資する潜在性の高い分野であり、我が国における企業の競争力強化にも寄与する。また、風力発電や廃棄物発電等の地域分散型エネルギーの導入は、地域における経済の活性化や雇用創出に資する。

#### 4) その他の利点及び寄与

##### a) 分散型エネルギーシステムとしての利点

蓄電池と組み合わせた太陽光発電、天然ガスコージェネレーション・燃料電池等の需要地近接性を有する新エネルギーは、送電時等におけるエネルギー損失を低減することが可能となるとともに、需要地において防災対応等の緊急時に自立型エネルギーシステムとして活用し得る。

## **b) 電力の負荷平準化（ピークカット効果）への寄与**

夏期昼間時の太陽光発電、天然ガスコージェネレーション・燃料電池等の分散型電源を電力需要ピーク時に稼働させる場合、電力の負荷平準化に資する可能性がある。

## **新エネルギー導入に際しての課題**

新エネルギーは、技術的には十分実用可能な段階に達しつつあるが、現時点では、経済性等の面における課題が存在している。このため、更に技術面での対応を講じるとともに、経済性、出力安定性等の課題の解決を図るための対策を講じる必要がある。

### **1) 経済性**

新エネルギーは、全般的に、現時点では、競合するエネルギーと比較してコストが高い状況にあり、その導入に際しての課題となっている。

このため、製造コスト低減のための技術開発を推進するとともに、適切な政策的支援による初期需要創出を通じて量産化や習熟効果の実現を図ることにより、経済性の向上を図ることが必要である。

### **2) 出力安定性**

太陽、風力といった自然条件に左右される新エネルギーは出力が不安定であり、そのエネルギーを利用できる機会や地点が限られる。さらに新エネルギーの電力系統への連系が増加するにつれて、電力品質が悪化し、一般需要家への影響を及ぼす可能性も指摘されており、今後、系統対策、安定化対策のあり方について検討する必要がある。

### **3) 利用効率**

新エネルギーの中には、太陽、風力のようにエネルギー変換効率や設備利用率が低く、利用効率の面で課題を有するものがある。このため、発電効率等のエネルギー変換効率や設備利用率の向上等に資する技術開発を行うことが必要であり、そうした取り組みを通じ、新エネルギーの潜在的な導入可能地点、導入可能量の拡大を図るとともに実際的な潜在量の把握が期待される。なお、このような利用率の向上を図ることは、経済性の向上にもつながるものと考えられる。

### **4) その他の課題**

この他、大規模な風力発電施設等による騒音や景観への影響、廃棄物発電・熱利用の導入に際して必要となる廃棄物処理施設に係る環境影響、地域住民の理解の増進等についても対応を図ることが必要である。

## (2) 我が国における新エネルギー導入の基本的方向性

新エネルギーは前述のように、コストが高いこと、自然条件に左右されること等が導入の障害となってきた。そのため、国では1994年12月に「新エネルギー導入大綱」の策定を、1997年4月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(新エネルギー法)の制定を、2002年6月に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の制定を行った他、各種の支援制度の整備等を実施し、新エネルギーの一層の導入促進を図っている。

また、2001年7月に、「長期エネルギー需給見通し」が見直され、新たな新エネルギーの導入目標量や目標達成のための対策が折り込まれた「今後のエネルギー政策について」がとりまとめられた。

### 新エネルギー導入大綱

新エネルギー導入を一層促進するため、1994年12月に国全体の基本方針である「新エネルギー導入大綱」が策定された。本大綱では、重点導入を図るべき新エネルギーを選定し、焦点を絞った施策の展開、コスト制約の打開、関係省庁一体となった総合的な施策展開、地方公共団体等の地域レベルでの導入の取り組み等を求めるとともに、これを踏まえてそれぞれの新エネルギーごとに導入の方向性を提示した。

### 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)

「新エネルギー導入大綱」を踏まえ、新エネルギー利用等を総合的に推進することを目的として、1997年6月に施行された。

本法では、新エネルギーは認知度もまだ低く、コストも高いことから、法律での強制による導入は困難であるという考え方にに基づき、国民・企業の自発的な努力による導入を基本としている。また、施行令において、新エネルギーを“経済性の面から普及が十分でないが、石油代替エネルギーとして導入を図ることが特に必要なもの”と定義し、2002年1月の改正によりバイオマス・雪氷冷熱を追加して以下の16種類とし、導入の促進を図っている。

太陽光発電 風力発電 太陽熱利用 温度差エネルギー利用  
 天然ガスコージェネレーション 燃料電池 再生資源を原材料とする燃料の製造  
 排出された再生資源や再生資源燃料等を燃焼させて得られた熱を利用すること  
 再生資源を原材料とする燃料の発電への利用  
 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車  
 バイオマスを原材料とする燃料の製造  
 バイオマスやバイオマス燃料等を燃焼させて得られた熱を利用すること  
 バイオマスを原材料とする燃料の発電への利用  
 雪や氷を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用すること

さらに、本法に基づいて定められた新エネルギー利用等の促進に関する基本方針では、政府、地方公共団体、事業者、国民等の果たすべき役割が明確化されている。

### 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

電気事業者に対して新エネルギーによる電気の供給を一定の比率で義務づけることにより、新エネルギー導入を飛躍的に拡大することを目的としており、2002年6月に制定された。

本法では、具体的な新エネルギー供給量割当は、毎年度経済産業大臣が各事業者の販売電力量に応じて決定することになっており、電気事業者はその割当を達成するために、自ら発電するだけで

なく、他社から購入することも可能とされている。なお、新エネルギーの対象としては、風力、太陽光、水力（政令で定めるもの）、バイオマスを熱源とする熱、石油を熱源とする熱以外のエネルギー（政令で定めるもの）を指定している。

### 新エネルギー導入のための主な支援制度

新エネルギーの技術開発・実証試験・導入促進を行うために、さまざまな省庁における予算事業としての取り組みとともに、各種税制・金融上の優遇措置等が設けられている。主な支援制度は以下のとおりである（平成13年度末現在）。

#### 1) 技術開発

- ・太陽光発電システム普及促進技術開発  
太陽光発電システムの加速的なコストダウンを行い、本格的普及並びに産業自立化を目指して、太陽光発電システムの生産性を大幅に向上させる量産化技術開発・製造技術開発等を行う。
- ・高効率廃棄物発電技術開発  
廃棄物発電の発電効率の向上、ダイオキシンの発生を抑制技術の開発、さらに今後はガス変換システム及び高効率ガスエンジン発電技術を開発し、環境に配慮した小規模廃棄物処理施設向けの高効率発電システムの確立を図る。

#### 2) 実証試験

- ・産業用等太陽光発電フィールドテスト事業  
産業等の分野への太陽光発電システムの導入を進めるため、標準化を推進しコスト低減を促すとともに、建材一体型太陽光電池等産業等用に求められる技術の実負荷への投入を促進する。
- ・風力発電フィールドテスト事業  
風力発電の導入促進を図るため、風力発電の有望地域において精密な風況調査を実施し、その地域特性に応じた具体的な風力発電の試験導入、運転データの解析・評価を行い、各種データの提供等を行いうる体制の整備を図る。フィールドテストに必要な経費を補助（補助率：システム設計、設置及び運転研究は50%、風況精査は100%）する。
- ・先進型廃棄物発電フィールドテスト事業  
先進型廃棄物発電システムの導入・普及を促進するため、高効率廃棄物発電やガス化溶融型廃棄物発電施設等の建設、運転、評価を行う。フィールドテストに必要な経費を補助（補助率：50%）する。

#### 3) 導入促進

- ・地域新エネルギー導入促進事業  
地域における太陽光発電、風力発電等新エネルギーの大規模・集中導入や民生・運輸分野の省エネルギーの計画的推進を実施する先進的な地方公共団体に対し、事業費及び普及啓発費を補助（事業費：50%以内、普及啓発費：定額）し、その取り組みを強力に支援する。
- ・新エネルギー事業者支援対策事業  
「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき認定を受けた計画に従って新エネルギーの導入を行う事業者に対して、事業費の一部補助（補助率：1/3以内）及びNEDOによる債務保証を実施する。



- ・環境調和型エネルギーコミュニティ事業  
大規模コージェネレーション地域熱供給施設、高効率廃棄物発電等の環境調和的なエネルギーシステムに関するモデル事業等に対し調査費補助（定額）及び事業費補助（補助率：15%）する。
- ・廃棄物発電開発費補助  
廃棄物処理施設に発電設備を設置し、他社への買電を実施する者に対し、廃棄物発電施設設置に必要な経費の一部を補助する。
- ・クリーンエネルギー自動車普及事業  
クリーンエネルギー自動車の抜本的な普及を促すため、購入費を補助（通常車両との価格差の50%補助）するとともに、燃料供給設備の整備（補助率：事業用は定額、自家用は2/3以内）を図る。
- ・先導的高効率エネルギーシステムフィールドテスト事業  
具体的導入計画のある各サイトにおいて、リン酸型燃料電池をホテル、病院、事務所ビル等のうち高効率稼働が見込まれる需要家に試験的に導入し、フィールドテスト事業設備設置に必要な経費を補助（補助率：1/3）する。
- ・未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助  
河川水の温度差エネルギー等を活用した未利用エネルギー活用地域熱供給システムの調査事業等に対する経費を補助（補助率：定額）する。

### （3）兵庫県における新エネルギー導入の基本的方向性

兵庫県では、1997年3月に策定した「ひょうご新エネルギービジョン」において、新エネルギーの導入目標を定め、取り組みを進めてきたが、2000年7月に策定した「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の削減目標を達成するためには一層の導入が必要であること及び国の新たな「長期エネルギー需給見通し」の中で新たな導入目標量が設定されたことを踏まえつつ、本県においても新たな導入目標量を設定することが必要と考え、前々項で示した我が国における新エネルギー導入の意義と課題を踏まえ、以下に示す7つの視点に基づき、新エネルギー導入を推進する。

#### <さわやかな県土づくりからの視点>

住民主体のまちづくりの推進  
生活者視点に立った快適な生活空間の形成  
個性を生かした魅力と活力あふれる地域づくり  
環境適合型社会の形成  
災害に強くだれもが安全に安心して生活できるまちづくり

#### <震災復興からの視点>

既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり（産業基盤の高度化）  
災害に強く、安心して暮らせる都市づくり（地域防災基盤の整備）  
多核・ネットワーク型都市圏の形成（都市基盤の早期復興）

#### <環境問題への対応からの視点>

循環型社会の形成（ゼロ・エミッション社会の構築等）  
大気汚染物質等の削減

ヒートアイランド現状の緩和  
廃棄物処理対策  
魅力あるまちづくり

**< 安定への対応からの視点 >**

エネルギーの安定的供給  
経済の安定的成長

**< 多様な顔をもつ県土の特性からの視点 >**

地域における新エネルギーの賦存状況に応じた導入

**< 地域振興（地域の再活性化）への足がかりとしての視点 >**

エネルギー面からの地域への経済効果への期待（余剰電力の売電 等）  
新エネルギー利活用施設の地域の景観を構成する特徴的な要素として位置づけることによる地域振興（観光及び学習の場としての集客、先進性のPR 等）

**< 新エネルギー関連産業の育成からの視点 >**

地方公共団体等における先導的な新エネルギー活用システムの導入（セットアップコスト等の軽減）

このような視点を踏まえ、本県においては国のエネルギー政策のもとで、地域においても先導的な取り組みが必要であるという強い考え方をもって、以下の基本的認識に基づき、環境への負荷が小さく、資源制約の少ない環境調和型新エネルギーの計画的かつ重点的な導入の推進に取り組むものとする。

持続的な発展を可能にする循環型社会の形成のための「環境の保全」、そしてそれと協調しての「経済の安定的成長」及びこれを支える「エネルギーの安定的な供給」という3つの概念の均衡のもと、県民、事業者、そして行政の各主体が自発的かつ一体となった取り組みを行うものとする。

その際、それぞれ個性を持った各地域、各コミュニティにおいて、個性ある各主体が、地域内または他地域、さらには県域を越えて手を携えつつ取り組むものとする。（ボランタリーパートナーシップの形成）

そして、これらの連携のもと、地理的な特性や社会経済上の位置づけ、あるいは震災の経験等、兵庫県を十分に踏まえ、環境との共生を図りつつ安全・安心なまちづくりのため、兵庫県が総体として21世紀に向けた体系的・重層的なエネルギーシステムづくりのための施策を展開していくものとする。